

○ 畑作等促進整備事業実施要領（令和５年４月１日付け４農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（事業の申請等） 第 7 （略） 2 前項により採択された事業計画等について、次に定める重要な変更が生じた場合には、前項の手續に準じて、<u>事業計画等の変更の報告</u>を行うものとする。 （１）～（４）（略） 3 事業採択申請書は別記様式第 2 号により、事業採択通知書は別記様式第 3 号により、それぞれ作成するものとする。また、前項により<u>事業計画等の変更の報告</u>を行う場合には、<u>事業変更報告書</u>は別記様式第 4 号により作成するものとする。 4・5 （略） （事業達成状況の報告） 第 8 本事業の事業実施主体は、次に定めるところにより、達成状況報告及び改善計画の提出を行うものとする。 （１）ハード事業の完了年度から 5 年以内に定める目標年度に、別記様式第 1 号により本事業の達成状況を取りまとめ、翌年度の 9 月末日までに<u>別記様式第 5 号</u>により報告するものとする。 （２）地方農政局長等は達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、指導を受けた事業実施主体は、<u>別記様式第 6 号</u>により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎	（事業の申請等） 第 7 （略） 2 前項により採択された事業計画等について、次に定める重要な変更が生じた場合には、前項の手續に準じて、<u>変更申請</u>を行うものとする。 （１）～（４）（略） 3 事業採択申請書は別記様式第 2 号により、事業採択通知書は別記様式第 3 号により、それぞれ作成するものとする。また、前項により<u>変更申請</u>を行う場合には、<u>事業変更申請書</u>は別記様式第 4 号により、<u>事業変更通知書</u>は別記様式第 5 号により、<u>それぞれ</u>作成するものとする。 4・5 （略） （事業達成状況の報告） 第 8 本事業の事業実施主体は、次に定めるところにより、達成状況報告及び改善計画の提出を行うものとする。 （１）ハード事業の完了年度から 5 年以内に定める目標年度に、別記様式第 1 号により本事業の達成状況を取りまとめ、翌年度の 9 月末日までに<u>別記様式第 6 号</u>により報告するものとする。 （２）地方農政局長等は達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、指導を受けた事業実施主体は、<u>別記様式第 7 号</u>により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎

年度その事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2～4 (略)

(その他)

第11 (略)

2～5 (略)

6 事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付金の交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届(別記様式第7号)をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、要綱の規定による交付金交付申請書の2の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

7～13 (略)

14 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が定率助成の事業種類の欄19の指導(以下「指導事業」という。)を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の交付金の交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知)第5の1に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。

15～19 (略)

年度その事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2～4 (略)

(その他)

第11 (略)

2～5 (略)

6 事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付金の交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届(別記様式第8号)をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、要綱の規定による交付金交付申請書の2の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

7～13 (略)

14 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が定率助成の事業種類の欄19の指導(以下「指導事業」という。)を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の交付金の交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知)第6の1の(3)のイに基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。

15～19 (略)

別表 1 (定額助成 (ハード事業))

事業種類	事業内容等	上限単価
1 (略)	(略)	(略)
2 暗渠排水	吸水渠 (本暗渠管) の間隔が10m以下の暗渠排水の新設	(略)
(1) ~ (4) (略)	(略)	
3 ~ 7 (略)	(略)	(略)

(注) (略)

様式第 1 号

畑作等促進整備計画 (達成状況報告)

1 地区の概要

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6 法指定地域等
(略)	(略)		
事業実施期間	受益面積	受益者数	総事業費
(略)	(事業実施前) ○○ha (事業実施後) ○○ha	○○者	○○百万円
【地区の現状及び事業の目的】 (略)			
【目標】 (略)			

農地防災事業の実施	○○○事業	A、B
定額助成の費用負担の方法 (事業達成状況報告時のみ記載)	・総事業費 (うち定額助成額○○千円) 【総事業費 (①+②+③) の内訳】 ①事業実施主体の支出額○○千円 ②農業者の支出額○○千円 ③農業者施工等 (無償分) の金額換算○○千円	
定率助成の費用負担の方法		
予定管理者・管理方法		
その他必要な項目		

(注) (略)

別表 1 (定額助成 (ハード事業))

事業種類	事業内容等	上限単価
1 (略)	(略)	(略)
2 暗渠排水	吸水渠 (本暗渠管) の感覚が10m以下の暗渠排水の新設	(略)
(1) ~ (4) (略)	(略)	
3 ~ 7 (略)	(略)	(略)

(注) (略)

様式第 1 号

畑作等促進整備計画 (達成状況報告)

1 地区の概要

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6 法指定地域等
(略)	(略)		
事業実施期間	受益面積	受益者数	総事業費
(略)	(事業実施前) (事業実施後)	(新設)	(新設)
【地区の現状及び事業の目的】 (略)			
【目標】 (略)			

農地防災事業の実施	○○○事業	A、B
定額助成の費用負担の方法 (事業達成状況報告時のみ記載)	・総事業費 (うち定額助成額○○円) 【総事業費 (①+②+③) の内訳】 ①事業実施主体の支出額○○円 ②農業者の支出額○○円 ③農業者施工等 (無償分) の金額換算○○円	
定率助成の費用負担の方法		
予定管理者・管理方法		
その他必要な項目		

(注) (略)

2・3 (略)

4 整備内容補足資料

(1) 定額助成（ハード事業）に係る助成額

事業種類	単価 A	受益面積又は施工延長 B	助成額（百万円） C = A × B
ほ場の区画拡大			
水路の変更を伴わないもの			
高低差10cm超	25万円/10a ()	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い有り	23.5万円/10a ()	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い無し	6万円/10a ()	〇〇a	
畦畔除去のみ	3.5万円/100m ()	〇〇m	
緩傾斜化	10.5万円/10a ()	〇〇a	
水路の変更を伴うもの			
高低差10cm超	42万円/10a ()	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い有り	40万円/10a ()	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い無し	22.5万円/10a ()	〇〇a	
暗渠排水			
バックホウ工法 表土扱い有り	19万円/10a ()	〇〇a	
バックホウ工法 表土扱い無し	17万円/10a ()	〇〇a	
トレンチャ工法	12万円/10a ()	〇〇a	
掘削同時埋設工法	10.5万円/10a ()	〇〇a	
湧水処理			
表土扱い有り	20.5万円/100m ()	〇〇m	
表土扱い無し	18.5万円/100m ()	〇〇m	
末端畑地かんがい施設			
樹園地	29万円/10a ()	〇〇a	
樹園地以外	18.5万円/10a ()	〇〇a	
ほ場外からの接続管施工	6.5万円/10m ()	〇〇m	
給水栓設置のみ	2万円/箇所 ()	〇〇箇所	
土層改良			

2・3 (略)

4 整備内容補足資料

(1) 定額助成（ハード事業）に係る助成額

事業種類	単価 A	受益面積又は施工延長 B	助成額（百万円） C = A × B
ほ場の区画拡大			
水路の変更を伴わないもの			
高低差10cm超	12.5万円/10a ()	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い有り	10.5万円/10a ()	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い無し	5.5万円/10a ()	〇〇a	
畦畔除去のみ	3万円/100m ()	〇〇m	
緩傾斜化	10.5万円/10a ()	〇〇a	
水路の変更を伴うもの			
高低差10cm超	25万円/10a ()	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い有り	23万円/10a ()	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い無し	17.5万円/10a ()	〇〇a	
暗渠排水			
バックホウ工法 表土扱い有り	15万円/10a ()	〇〇a	
バックホウ工法 表土扱い無し	14.5万円/10a ()	〇〇a	
トレンチャ工法	10万円/10a ()	〇〇a	
掘削同時埋設工法	7.5万円/10a ()	〇〇a	
湧水処理			
表土扱い有り	15万円/100m ()	〇〇m	
表土扱い無し	14万円/100m ()	〇〇m	
末端畑地かんがい施設			
樹園地	24.5万円/10a ()	〇〇a	
樹園地以外	15.5万円/10a ()	〇〇a	
ほ場外からの接続管施工	5万円/10m ()	〇〇m	
給水栓設置のみ	1.5万円/箇所 ()	〇〇箇所	
土層改良			

反転耕	28万円/10a ()	〇〇a	
混層耕	2万円/10a ()	〇〇a	
堆肥施用	2万円/10a ()	〇〇a	
明渠排水	1.5万円/10a ()	〇〇a	
客土	26万円/10a ()	〇〇a	
除礫	23.5万円/10a ()	〇〇a	
更新整備			
用水路	12.5万円/10m ()	〇〇m	
排水路	22万円/10m ()	〇〇m	
農作業道	11.5万円/10m ()	〇〇m	
排水口	4万円/箇所 ()	〇箇所	
特認事業	〇〇万円/〇〇 ()	〇〇	
畑作転換工			
額縁明渠工	1.5万円/100m ()	〇〇m	
酸度矯正	0.5万円/10a ()	〇〇a	
合計			

(注) (略)
(2) ~ (5) (略)
5 (略)

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

反転耕	35.0万円/10a ()	〇〇a	
混層耕	2.5万円/10a ()	〇〇a	
堆肥施用	2.5万円/10a ()	〇〇a	
明渠排水	1.5万円/10a ()	〇〇a	
客土	11.5万円/10a ()	〇〇a	
除礫	20万円/10a ()	〇〇a	
更新整備			
用水路	9.5万円/10m ()	〇〇m	
排水路	14.5万円/10m ()	〇〇m	
農作業道	9.5万円/10m ()	〇〇m	
排水口	4.5万円/箇所 ()	〇箇所	
特認事業	〇〇万円/〇〇 ()	〇〇	
畑作転換工			
額縁明渠工	1.5万円/100m ()	〇〇m	
酸度矯正	0.5万円/10a ()	〇〇a	
合計			

(注) (略)
(2) ~ (5) (略)
5 (略)

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業変更報告書

別紙の地区について、畑作等促進整備事業を変更したので、畑作等促進整備事業実施要領（令和５年４月１日付け４農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第７に基づき、畑作等促進整備計画を添付して報告する。

（別紙）（略）

（削る。）

事業変更申請書

別紙の地区について、畑作等促進整備事業を変更したいので、畑作等促進整備事業実施要領（令和５年４月１日付け４農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第７に基づき、畑作等促進整備計画を添付して申請する。

（別紙）（略）

別記様式第５号

番 号
年 月 日

○ ○ ○ 殿

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

事業変更通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった変更計画について承認したので通知する。なお、畑作等促進整備事業実施要領（令和５年４月１日付け４農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第９のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

別記様式第5号～別記様式第7号（略）

(別紙)

<u>地 区 名</u>	<u>事 業 概 要</u>

別記様式第6号～別記様式第8号（略）

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。